

感染拡大予防にかかる標準的対策

鈴鹿市労働福祉会館

令和2年6月

鈴鹿市

1 すべての会議室における共通事項

- ・ 事前に体温の確認などを行った上で、体調に不安がない場合はご来館いただき、発熱や咳・咽頭痛などの症状が有る場合は利用を控えるよう呼びかけを行う。
- ・ 人と人との接触を避ける。
- ・ 利用者が密にならないよう対人距離（ソーシャルディスタンス）は2m（最小1m）を確保する。
- ・ 利用者の対人距離が確保できない場合は利用制限を行う。
- ・ 必要に応じてマスクを着用する（受付時は必須）
- ・ 手指のアルコール消毒を実施する。
- ・ 定期的に換気を行う。（ドアを開放する等）
- ・ 終了後は会議室内の消毒を実施する。

2 接触・飛沫感染対策について

- ・ 人と人とは対面する受付窓口については、アクリル板やビニールカーテン等を設置し遮蔽する。
- ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・ こまめな手洗いや手指消毒の徹底を行う。

3 感染リスクが高いと考えられる箇所について

（1）トイレ

- ・ 便器内について定期的に清掃を実施する。
- ・ 不特定多数が接触する場所（ドアノブ、水洗レバー）については清拭消毒を行う。

（2）ロビー

- ・ 常時換気を実施する。
- ・ ソファは定期的に消毒する。

4 その他

(1) ごみの廃棄

- ・鼻水や唾液などがついたごみは、ビニール袋に入れて密閉した上で処分する。
- ・ごみを処理する際はマスクや手袋を着用し作業後は手洗いを実施する。

(2) 清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる箇所（テーブル、イスの背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、手すり等）を清拭消毒する。

(3) その他

- ・高齢者や持病のある方、妊婦の方については、感染した場合のリスクが高い事を呼びかける。
- ・感染症の拡大状況（緊急事態措置の有無等）に応じて必要な措置を講じる。

5 施設特性に応じた対策

- ・入館時に代表者(会場責任者)の名前・住所・電話番号等の連絡先を確認し、代表者(会場責任者)には、利用者全員の名前・住所・電話番号等の連絡先の把握をお願いする。
緊急時に於ける会場責任者の連絡先も確認する。
- ・各会議室の定員を変更する。

大会議室	120名	→	50名
中会議室	54名	→	24名
第1会議室	12名	→	6名
第2会議室	22名	→	10名
第3会議室	28名	→	14名
和室	30名	→	14名

2020/06/23